

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年9月24日(2021.9.24)

【公開番号】特開2020-28518(P2020-28518A)

【公開日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-008

【出願番号】特願2018-156749(P2018-156749)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月10日(2021.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の表示演出を実行可能な表示手段を備える遊技機であって、

前記複数の表示演出のうちの一つの演出として、第1の表示演出をおこなう場合があり

、前記複数の表示演出のうちの一つの演出として、第2の表示演出をおこなう場合があり

、前記複数の表示演出のうちの一つの演出として、第3の表示演出をおこなう場合があり

、前記複数の表示演出のうちの一つの演出として、第4の表示演出をおこなう場合があり

、前記第1の表示演出は、通常変動領域において装飾図柄の変動をおこなう演出であり、前記第2の表示演出は、前記通常変動領域の少なくとも一部において前記装飾図柄が停止するための第1のターゲット領域を表示する演出であり、

前記第3の表示演出は、前記第1のターゲット領域とは異なる領域であって前記通常変動領域の少なくとも一部において前記装飾図柄が停止するための第2のターゲット領域を表示する演出であり、

前記第4の表示演出は、所定の演出をおこなう演出であり、

前記第1の表示演出と前記第2の表示演出と前記第3の表示演出と前記第4の表示演出とを含む組み合わせ演出があこなわれる場合があり、

前記組み合わせ演出では、前記第1の表示演出があこなわれ、その後、前記第2の表示演出と前記第3の表示演出とがおこなわれ、前記第2の表示演出において前記第1のターゲット領域に前記装飾図柄が停止表示し、かつ、前記第3の表示演出において前記第2のターゲット領域に前記装飾図柄が停止表示したことに基づいて、前記第4の表示演出があこなわれる、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0 0 0 8】****[適用例 1]**

複数の表示演出を実行可能な表示手段を備える遊技機であって、

前記複数の表示演出のうちの一つの演出として、第1の表示演出をおこなう場合があり

、前記複数の表示演出のうちの一つの演出として、第2の表示演出をおこなう場合があり

、前記複数の表示演出のうちの一つの演出として、第3の表示演出をおこなう場合があり

、前記複数の表示演出のうちの一つの演出として、第4の表示演出をおこなう場合があり

、前記第1の表示演出は、通常変動領域において装飾図柄の変動をおこなう演出であり、

前記第2の表示演出は、前記通常変動領域の少なくとも一部において前記装飾図柄が停止するための第1のターゲット領域を表示する演出であり、

前記第3の表示演出は、前記第1のターゲット領域とは異なる領域であって前記通常変動領域の少なくとも一部において前記装飾図柄が停止するための第2のターゲット領域を表示する演出であり、

前記第4の表示演出は、所定の演出をおこなう演出であり、

前記第1の表示演出と前記第2の表示演出と前記第3の表示演出と前記第4の表示演出とを含む組み合わせ演出があこなわれる場合があり、

前記組み合わせ演出では、前記第1の表示演出があこなわれ、その後、前記第2の表示演出と前記第3の表示演出とがおこなわれ、前記第2の表示演出において前記第1のターゲット領域に前記装飾図柄が停止表示し、かつ、前記第3の表示演出において前記第2のターゲット領域に前記装飾図柄が停止表示したことに基づいて、前記第4の表示演出があこなわれる、

ことを特徴とする遊技機。